

# センターだより

一般社団法人  
島本町シルバー人材センター

第2号 令和元年10月25日発行

〒618-0015 三島郡島本町青葉一丁目3番2号  
Tel : 075-962-2519 Fax : 075-962-1507  
E-mail : shimamoto-sc@sjc.ne.jp



役職員による水無瀬駅での駅頭啓発（10月21日）

現在の会員数は二一七人で、今年度末の目標としている二三〇人に、大きく前進しています。今年三月末の会員数は二〇六人でしたが、四月一日には一六人が退会され、今年度は一九〇人からのスタートでした。

## 目標の230人が視界に

### 新会員は順調に増加

会員数の増加は、国からの補助金査定基礎になることから、理事会でも危機感をもって駅頭啓発などに取り組んできました。その結果、今年度は約半年で二七人の入会があり、例年一年間の入会者二〇人程度を大きく上回っています。

会員のみなさんには、新会員への勧誘を引き続きお願いいたします。

会員数の推移 (単位：人)

年月日	会員数
平成26年3月31日	215
平成27年3月31日	209
平成28年3月31日	213
平成29年3月31日	213
平成30年3月31日	210
平成31年3月31日	206
令和元年10月25日	217

## 新会員紹介で2千円進呈

### 来年3月まで継続します

今年度から、会員が新会員を1人紹介していただければ、現金2000円を進呈しています。

この制度は、全国的にも会員獲得が困難な状況にあることから、当センター独自の取り

組みとして行っています。ご自身の年会費がキャッシュバックされる仕組みとして、北摂各市からもその成果が目まぐるしく注目をされています。

4月1日から現在までに、この制度で入会された方は全部で6人。そのうち、ご家族を紹介された方は2人です。現在、みなさんそれぞれの職場で活躍をされています。

みなさんもぜひこの制度を活用していただき、会員増にご協力ください。

恒例の「清掃ボランティア」は11月10日(日)午前9時～

集合場所はJR島本駅桜井駅跡側 (雨天決行)

多くの方々の参加をお待ちしています



# 4年後から消費税の納入が必要です

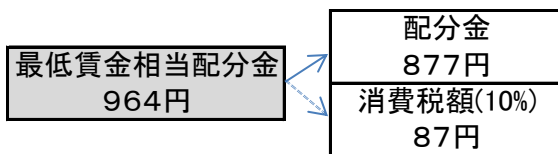
## 今後の配分金と消費税の流れ

- シルバー人材センターの会員は税法上の「事業者」です。
- 事業者ですので、「最低賃金」制度は適用されません。
- 配分金には消費税が含まれていて、事業者には消費税の納税義務があります。

消費税法が10月1日から改正され、会員のみなさんは段階的に消費税を納入しなければなりません。現在、事業者である会員のみなさんには、役場や各事業所などのご理解により、大阪府の最低賃金相当額の配分金をお支払いしていますが、この配分金の中には消費税が含まれています。しかし、事業者(会員)には受取配分金が1,000万円以下の場合、納税が免除されていましたが、消費税法の改正により令和5年度就労分から消費税の納入が必要になります。

令和元年10月1日から、最低賃金が「964円」に、消費税率が「10%」に改正されましたので、この最低賃金と消費税率をベースとして、今後の配分金と消費税額の内訳及び消費税の納入時期を次のとおりまとめました。

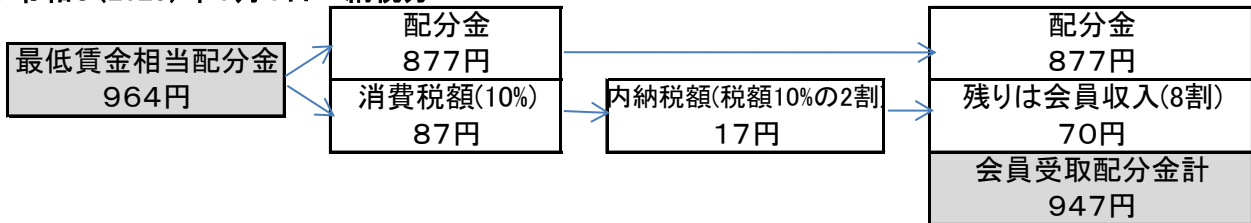
### 1. 配分金と消費税の内訳



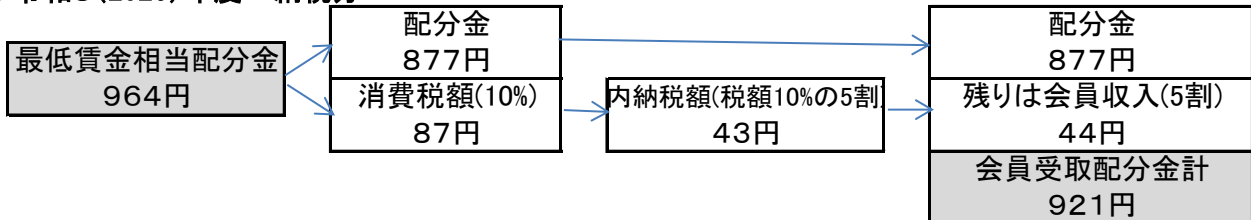
経過措置が設けられています

### 2. 消費税納入時期と軽減税率

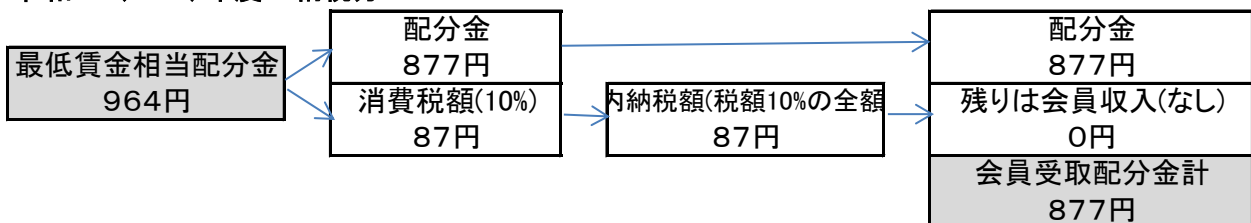
#### (1) 令和5(2023)年1月1日～納税分



#### (2) 令和8(2026)年度～納税分



#### (3) 令和12(2030)年度～納税分



**民間単価**

**10月から  
964円に引上げ**

大阪府最低賃金が一〇月一日から九六四円に改正されました。これまでの九三六円から二八円の引上げです。

会員のみなさんは個人事業者ですので、最低賃金は適用されませんが当センターでは、九月から民間の各事業所と話し合いを重ね、契約している全事業所と個人から引き上げの同意をいただきました。これにより、一〇月から民間での

就労一時間当たりの単価は九六四円になりました。

**公共単価は折衝中**

公共の単価は、年度単位の単価契約になっており、来年三月末まで改正はありません。

現在、来年四月からの単価を役場担当者と折衝しています。折衝は十月四日から二回行いましたが、まだ合意には至っていません。

**今後の消費税取扱い**

消費税法改正により、会員のみなさんは令和五年から消費税を納入しなればなりません。

四年後の消費税の納入は、消費税額の二割です。今回の民間事業所との契約更新に当たっては、このことを知らせて、本来の配分金と消費税を加えて最低賃金額とし、令

和五年には消費税を納入しても、最低賃金額を確保する方向で進めていきます。

一方、公共単価につきましても、当センター案として四年後の消費税の二割納入を見据えて、この二割分を毎年段階的に配分金に増額することとして協議を行っていますが、役場として厳しい財政上から各課に今年度より五%削減の予算要求を指示しており、難色を示しています。

**シルバー人材センターの理念**



**自主**

自分たちで考え

**自立**

自分たちの力で行い

**共働**

一緒になって働き

**共助**

お互いに助け合う

シルバー人材センターは、お互いを尊重し、助け合い、和をもって、仲よく共に働き、喜びや生きがいを育もうとする高齢者のみなさんが、自主的に運営する組織です。

## 令和元年度4月～9月の業務実績

### ◆請負契約の金額

請負	受注件数		就業延べ時間		契約金額 (単位:円)							
					配分金		事務費		材料費		計	
		前年比		前年比		前年比		前年比		前年比		前年比
公共	159	98%	18,854	107%	18,302,037	108%	2,142,507	115%	102,465	56%	18,967,988	108%
民間	526	96%	24,722	103%	24,128,695	103%	2,444,678	102%	1,297,228	90%	27,370,502	102%
計	685	96%	12,860	105%	42,430,732	105%	4,587,185	108%	1,399,693	86%	46,338,490	105%

### 民間配分金の伸び鈍化

当センターと業務委託契約を締結している数カ所の民間事業所から、経費削減策として当センター会員の勤務時間削減の動きが出始めています。

上表「業務実績」の配分金のうち民間の欄では、前年比103%増になっていますが、この伸び率は最低賃金の伸び率とほぼ同じです。

#### 4月から月150時間が減少

民間事業所からは月単位で4月から100時間、他の事業所からはさらに50時間、合せて150時間の減少です。配分金では月14万円ほどになります。

さらに、10月からの最低賃金改正による契約更新に伴い、別の事業所からも月88時間の減少になっています。

#### 6月から月120時間を挽回

民間での就労時間減少が続出する中、6月に一つの事業所から月120時間の業務を受注しました。この結果、今年度の上期は前年度と比較して、最低賃金改正分と合わせてわずかに上回結果になっています。

センターでは、既存契約事業所や未契約事業所への営業活動を続け、会員のみなさんの就業機会の創出にこれからもつなげてまいります。

開催日	議題
臨時理事会 7月10日	①年間スケジュール(案)について ②「社協まつり」参加の決定について
啓発活動 7月22日	①役員・職員による島本駅での啓発活動 (チラシ配布枚数 550枚)
啓発活動 7月29日	①役員・職員による水無瀬駅での啓発活動 (チラシ配布枚数 567枚)
第4回理事会 9月11日	①令和元年10月からの民間単価(案)、令和2年4月からの公共単価(案)について ②規定・諸要綱の改正(案)について ③その他5議案
啓発活動 9月15日	①「社協まつり」での啓発活動 (チラシ配布枚数 352枚)



## 編集後記

暦のうえでは仲秋ですが日中はまだまだ気温の高い日が続いています。紅葉は一日の寒暖差が大きければ、色好きの深みが増すそうですが、今年はどうな季節の移り変わりを演出してくれるのでしょうか。

◆ 今回の紙面づくりは、新規会員が目標人数に近づいていること、消費税の改正により、今後どのように会員のみなさんが消費税を納めなければならぬのかなど、お知らせ記事に終了しました。活字ばかりですが、会員のみなさんには大切な情報です。ぜひご覧ください。

◆ すでにインフルエンザの流行期に入っているようです。朝夕の寒暖差が大きいこの時期、人混みへの外出を控えて手洗いやうがいを行って、体調の管理にご注意ください。

### 「編集」

センター役員 高木直男

センター事務局 落合忍

センター事務局